

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について

令和4年2月14日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

2月10日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、これまで35都道府県に適用されている特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」について、2月13日に期限を迎えた13都県の期限が3月6日まで延長されるとともに、その実施すべき区域に2月12日から3月6日までの期間、高知県が追加されることとなりました。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限りテレワークや時差出勤を活用

各種会議・出張等はWEB会議の積極的活用等により真に必要なものに限定する
発熱等の症状が見られる場合の出勤自粛

以上